

【川越市の地域包括ケアシステムの推進における主な取組状況】(令和3年9月1日現在)

本市の地域包括ケアシステムは、第7期計画(計画期間:平成30年度~令和2年度)までに、「住まい」「医療」「介護」「生活支援」「介護予防」の5つの構成要素を整備することができた。

医療・介護(在宅医療・介護連携推進事業)

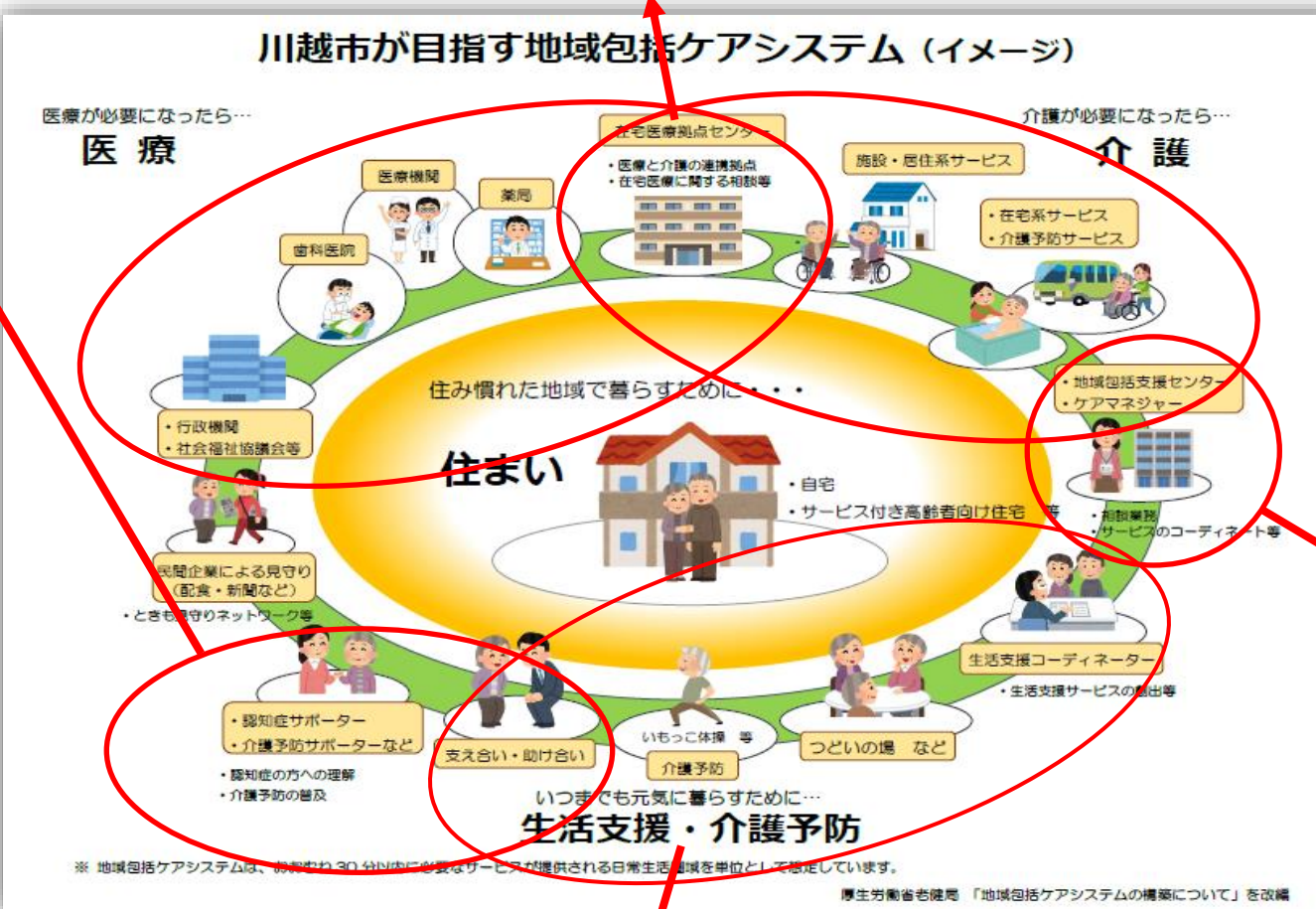
- コミュニティケアネットワークかわごえ(事務局・川越市医師会)と連携し、医療・介護関係者等のネットワークづくり及び同職種・多職種の資質向上を行い、在宅療養を選択できる環境づくりを実施
- 在宅医療拠点センター機能の拡充(医療と介護の連携拠点、在宅医療に関する相談支援、在宅療養支援ベッドの入院調整、地域住民への普及啓発)
- 研修会、エリアミーティング、医療介護フォーラムの開催
- 在宅療養支援ベッド(在宅療養の後方支援ベッド)の協力医療機関
- 川越市在宅医療・介護保険事業者検索システム(定期的に情報更新された医療・介護サービス情報の提供)

認知症支援対策

(認知症総合支援推進事業)(任意事業)

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方及び家族の支援体制を推進

- 認知症に対する理解の促進
 - ・ 認知症サポーター養成講座の開催
 - ・ 認知症ガイドブックの配布
(認知症ケアパスや相談可能医療機関等掲載)
 - ・ 本人ミーティング
- 認知症の予防と早期発見・早期対応の推進
 - ・ 認知症初期集中支援チームの設置
(多職種による初期の包括的支援)
 - ・ 認知症相談会、認知症ケア専門相談の開催(専門医や作業療法士等による相談会)
- 認知症バリアフリーの推進
 - 介護者への支援等ケアラー支援
 - ・ オレンジカフェ
 - ・ 認知症サポーターステップアップ講座の開催
 - ・ 認知症家族介護教室の開催
 - ・ 介護マーク配布事業
 - ・ 徘徊高齢者家族支援サービス事業
(徘徊高齢者の早期発見・事故の未然防止)
「お帰り安心ステッカー」の配布
「徘徊探知システム(GPS)の利用料の助成」
 - ・ 成年後見制度における中核機関の設置
(制度の周知、各種相談への対応等)
 - ・ 成年後見制度利用支援事業
(市長申立ての実施、後見人等に対する報酬の助成)



地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの推進において、個別事例の課題及び地域課題について検討し、各事業の政策形成を行う。

- ・ 地域ケア個別会議
- ・ 自立支援型ケア会議
- ・ 担当圏域ケア会議
- ・ 地域ケア推進会議

地域包括支援センター

地域包括ケアシステムの中核となり、本人・家族等への相談支援を行い、すべての事業において主体的または後方的な支援を行う

- 総合相談事業
- 権利擁護事業
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- 福祉相談センターとの連携

(福祉総合相談窓口での連携・多機能協働による支援)

生活支援・介護予防(介護予防・日常生活支援総合事業)(生活支援体制整備推進事業)

- 介護予防・日常生活支援総合事業を実施(平成28年3月より)
 - ・ 訪問型サービス(旧介護予防訪問介護相当)及び通所型サービス(旧介護予防通所介護相当)、多様なサービスのうち、短期集中予防サービス(ときも運動教室、いきいき栄養訪問)を実施、今後、他事業との有機的連携を図る
 - ・ 地域で介護予防の実践の先導となるボランティア(介護予防サポーター)を養成し、自治会館等で介護予防に取り組む「自主グループ」が市内約190あり、活動中。そのほか、「自主グループ」に対し、専門職による出前講座を実施
- 生活支援体制整備推進事業
 - 第1層及び第2層生活支援コーディネーター(SC)を配置し、介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に向け以下の取組を実施
 - ・ 第1層(市内全域)、第2層(支会単位)で協議体を設置(地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりや資源創出を目的した、連携・協働の場)
 - ・ 市民フォーラムの開催(地域の支え合いにおける普及啓発)
 - ・ 社会資源の把握、担い手の育成、困りごとに対する情報提供等